

## 上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針

(素案)

令和4年 月 日  
上尾市教育委員会

上尾市立小・中学校の水泳授業の実施にあたり下記のとおり基本方針を定める。

### 記

地域の実情を踏まえ、民間プールや公営プールの活用、学校プールの共同利用などの方策を検討し、水泳授業を実施する。

なお、民間プールを活用した水泳授業の実施にあたっては、教育的効果等を検証するためモデル事業を実施する。



上尾市立学校の水泳授業及び  
プール施設のあり方検討報告書  
(素案)

令和4年 月

上尾市教育委員会



# 目次

1. 目的.....	1
2. 現状と課題.....	2
(1) 学校プールと指導基準.....	2
(2) 水泳授業の現状.....	2
(3) 小中学校のアンケート調査.....	3
(4) プール施設の現状と老朽化.....	4
3. 全国の水泳授業に関する新たな取組.....	7
(1) 民営プールの活用.....	7
(2) 学校プールの共同利用.....	8
(3) 公営プールの活用.....	8
4. 県内の水泳授業に関する新たな取組.....	9
(1) 民営プールの活用（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）.....	9
(2) 学校プールの共同利用（追記のため現在調査中）.....	9
(3) 公営プールの活用（追記のため現在調査中）.....	9
(4) 水泳授業の廃止.....	9
5. 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の調査.....	11
(1) 調査の目的.....	11
(2) 調査先の状況.....	11
(3) 水泳授業に民間スイミングスクールを活用した背景及び経緯.....	12
(4) 水泳授業に民間スイミングスクールを活用した場合のメリット（成果）デメリット（課題）.....	12
6. 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の視察.....	14
(1) 視察の目的.....	14
(2) 視察先の状況.....	14
(3) 視察結果.....	14
7. 民間スイミングスクールへの現状調査.....	17
(1) 調査先の状況.....	17
(2) 調査結果.....	17

8. コスト比較.....	18
(1) プール更新に係る総費用（耐用年数で比較） .....	18
(2) 民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施した場合の総費用.....	19
(3) 1校あたりのコスト比較.....	19
9. 民間スイミングスクールを水泳授業で活用する場合の想定されるメリット及びデメリット .....	20
(1) メリット（効果） .....	22
(2) デメリット（課題） .....	22
(3) デメリット（課題）と想定される事項に関する対応.....	22
10. 上尾市立学校における水泳授業及びプール施設の将来のあり方 .....	22
(1) 基本的な考え方 .....	22
(2) 本市の水泳授業のあり方.....	22
(3) 学校プール施設のあり方.....	21
(4) 水泳授業を実施するための方策.....	22

## 1. 目的

文部科学省の水泳指導の手引（三訂版）によると、水泳授業の趣旨、目的は「水泳系で求められる身体能力を身に付けること、また、水中での安全に関する知的な発達を促すこと、さらに、水の事故を未然に防ぐ論理的な思考力を育むこと」であり、水泳は生命にかかわることから、本市では水泳授業が重要であると考えております。

本市の水泳授業は、第1学期の6月中旬から7月下旬にかけて実施していますが、水泳授業は天候の制約を受けることも多く、計画的な実施が難しくなっています。また、近年高温のために猛暑による熱中症が問題になることも多く、そのため、夏季休業中の水泳指導の回数を縮小する傾向にあります。

さらに、安心・安全な水泳授業の実施には、毎日の清掃、ろ過装置などの機器の点検清掃、毎日の水質管理などの施設の安全管理が必要となり、プール施設管理のための教職員の負担も指摘され、児童生徒と関わる時間を増やすために教職員の働き方の改善が必要となっています。

水泳授業を実施する市内小中学校のプール施設は、建築年数が40年以上の施設を所有する学校が23校、30年以上40年未満の学校が6校、30年未満の学校が4校と、プールの法定耐用年数である30年を超える学校が88%と学校施設同様に老朽化が進んでおり老朽化対策が喫緊の課題となっています。

水泳授業の実施には、プール施設の修繕費用の増嵩が見られるほか、施設設備を維持管理するための保守費用やプールを運営するための光熱水費や薬品費用などの経常的経費が必要であり、効率的な施設利用が求められています。

以上のような背景を踏まえ、安心、安全な状況下で円滑に水泳授業を実施することができるよう、今後の上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方を以下の視点で検討を行いました。

### 【検討視点】

1. 上尾市における水泳授業の現状と課題
2. 全国や県内の水泳授業に関する新たな取組の把握
3. 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の現状や効果等
4. プール更新と民間スイミングスクールを活用した際のコスト比較
5. 水泳授業を維持するための方策

これらの検討結果を「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方検討報告書」として取りまとめ、中長期的な視点をもって水泳授業を実施するため、別紙のとおり「上尾市立学校の水泳授業及びプール施設のあり方基本方針」を定めます。

## 2. 現状と課題

### (1) 学校プールと指導基準

小中学生の基本的な水泳技術の習得については、小中学校学習指導要領解説（体育編）、中学校では保健体育編で、学校教育における水泳授業が主要な領域として規定されています。

学習指導要領（学校教育法施行規則の規定（巻末資料1参照）を根拠に文部科学大臣が学校で教える各教科の内容を定めたもの）では、体育の時間数は学年により90時間から105時間と明記されているものの、水泳授業の時間数は明記をされていません。埼玉県教育委員会が作成した教育課程編成要領では小学校中学校ともに10時間程度の水泳指導計画の例が示されており、これを受けて本市の小中学校でも学校の実態に応じて年間8時間から10時間程度の年間指導計画が作成されています。

学校設置の基準（巻末資料2参照）においてプールは必須施設とされていないことから水泳指導は授業として明確に規定されていないのが現状です。そのため小中学校学習指導要領においては【指導については適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については必ず取り上げること】という一節が記載されています。

### (2) 水泳授業の現状

本市の小中学校において水泳授業は6月中旬から7月下旬にかけて実施されていますが、その期間は梅雨時期であり学校プールでの水泳授業は天候の制約を受けることも多く、計画的な実施が難しくなっています。

また、近年高温のために猛暑による熱中症が問題になることも多く、そのため、夏季休業中の水泳指導の回数を縮小する傾向にあります。

ただし、使用日が減少しても、期間中のプールの清掃、薬剤投入、ろ過装置の操作などプールの水質管理に係る教員の負担は変わらない状況です。

水泳授業は、小学校では学級担任や担任外の教諭が2～3クラスごとに実施し、中学校は体育教諭が2～3クラスごとに実施しています。また、児童生徒の安全確保の観点から、複数の監視者を配置するなどの指導体制が必要ですが、小規模な学校によっては、その人員を配置することが困難となっています。なお、児童生徒の泳力に関しては、県の平均と比べ大きな差はありません。

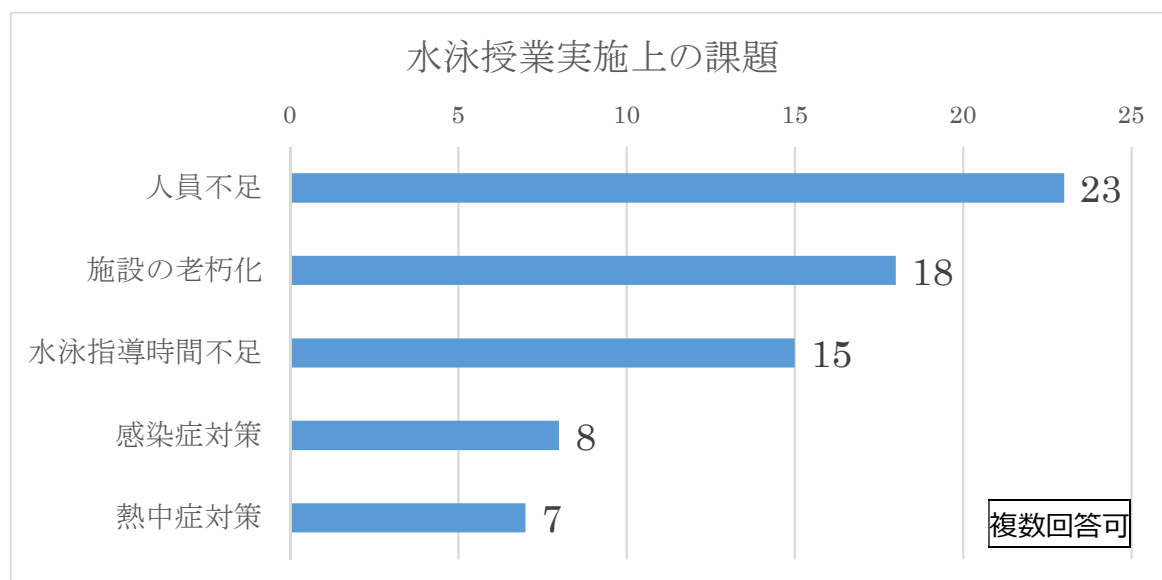
泳力に関するデータ



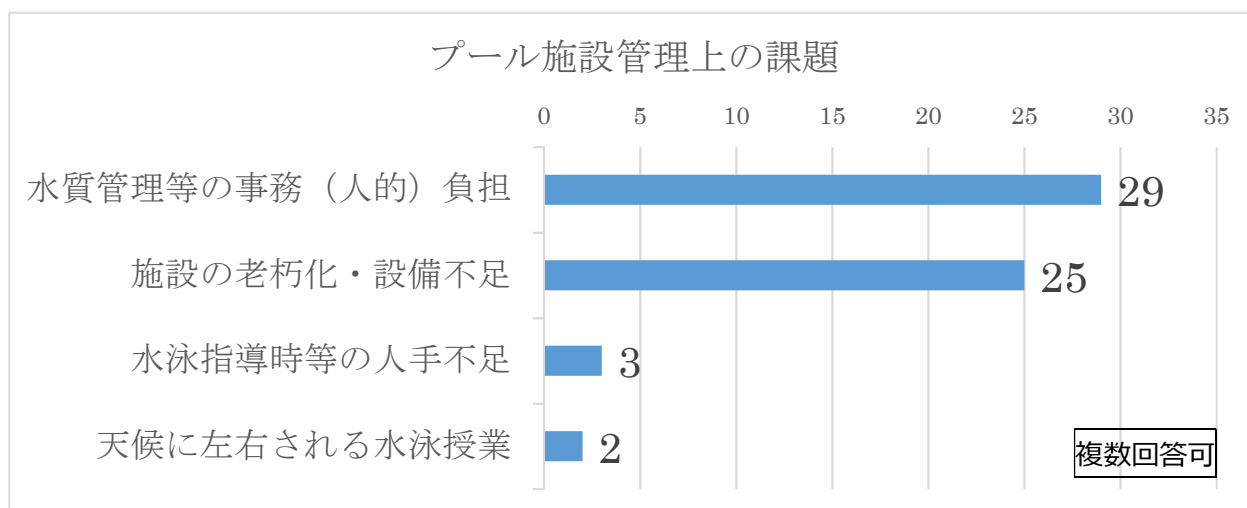
### (3) 小中学校のアンケート調査

令和3年5月に市内の全小中学校へ水泳授業の実施における現状や課題等について把握するためにアンケート調査を行いました。

水泳授業実施上の課題としては、人員不足が23件と一番多く、その次に施設の老朽化が18件となっていました。



また、プール施設管理上の課題としては、薬剤の投入やろ過装置の操作などといった水質管理の事務負担、プール清掃などの衛生管理の人的負担が29件と一番多く、その次に施設の老朽化、更衣室の広さや換気設備の不足が25件となっていました。



調査名：プール授業の実施における現状や課題等  
期日：令和3年5月6日～令和3年5月21日  
対象：上尾市内全小中学校（33校）  
調査方法：ホームページからのWEBアンケート

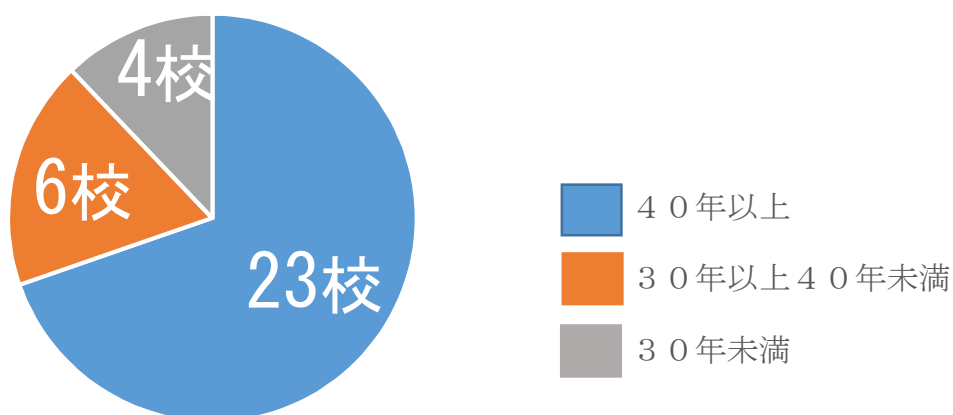
#### (4) プール施設の現状と老朽化

小中学校のプール施設については、建築年数が40年以上の学校が23校、30年以上40年未満の学校が6校、30年未満の学校が4校と、プールの法定耐用年数である30年を超える学校が88%と学校施設同様に老朽化が進んでおり、老朽化対策が喫緊の課題となっています。

経年劣化が原因と予想されるプール槽等からの水漏れが多くの施設で発生し、応急的に修繕を繰り返しています。

令和3年度においても、中学校プールのろ過装置が突然故障し機器を交換するため、夏季期間に利用ができない状況となり部活動の実施に支障をきたす場合も発生しています。

上尾市立小中学校のプール建築年数（全33校）



大石中学校プール施設

※躯体の鉄筋がさびて膨張し  
コンクリートが破壊された



東中学校プール付属屋

※塗装のはがれ

上尾市小中学校のプール建築年数状況一覧

※公共施設等総合管理計画では、CB造等の組積造については、目標耐用年数を定めずに適宜判断としている。検討目安として木造と同等の耐用年にて、残年数を算出

学校番号	学校名	学校名+棟名称	付属屋					プール槽								
			プール付属屋構造	階数	付属屋備考	面積(付属屋重層の場合は、建物全体)(㎡)	建設年度	築年数(1基準年)	2022	プール槽躯体構造	プール槽躯体建設年	プール槽躯体築年数(1基準年)	2022	水面積(㎡)	防水槽構造	プール槽大規模改修
1	上尾小学校	9上尾小学校プールポンプ室	PRE	1	平屋	13	1987	35	-	-	-	-	-	-	-	
1	上尾小学校	11上尾小学校プール棟(付属屋)	PRE	1	平屋	55	1986	36	RC	1987	35	375.3	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
2	中央小学校	22中央小学校プール棟(付属屋)	S	1	平屋	83	1986	36	RC	1986	36	375.3	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
3	大谷小学校	32大谷小学校プール棟(34、35、36、38)(付属屋)	S	1	平屋	36	1997	25	RC	1997	25	400.4	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
4	平方小学校	39平方小学校プール棟(ポンプ室)	CB	1	平屋	12	1974	48	-	-	-	-	-	-		
4	平方小学校	40平方小学校プール棟(付属屋)	CB	1	平屋	67	1974	48	RC	1974	48	375	AL(アルミニウム)	塗装改修		
5	大石小学校	49大石小学校プール棟(機械室)	S	1	平屋	9	1976	46	-	-	-	-	-	-		
5	大石小学校	54大石小学校プール棟(付属屋)	S	1	平屋	55	1976	46	RC	1976	46	375.3	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
6	原市小学校	62原市小学校プール棟(プール付属屋)18	W	1	平屋	97	1972	50	RC	1972	50	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
7	上平小学校	72上平小学校プール棟(機械室)	S	1	平屋	14	1987	35	-	-	-	-	-	-		
7	上平小学校	80上平小学校プール棟(付属屋)39	S	1	平屋	60	1986	36	RC	1987	35	375.3	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
8	富士見小学校	90富士見小学校プール体育館32-1,2,3	SRC	4	屋上プール(体育館)	1369	2011	11	SRC	2011	11	400.4	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
9	尾山台小学校	101尾山台小学校プール棟(付属屋)	S	1	平屋	75	1991	31	RC	1991	31	300	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
10	東小学校	114東小学校プール棟(付属屋)	S	1	平屋	99	2002	20	RC	2002	20	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
11	大石南小学校	122大石南小学校プール棟(付属屋)	W	1	平屋	96	1974	48	RC	1974	48	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
12	平方東小学校	132平方東小学校プール棟(付属屋)	RC	1	平屋	84	1975	47	RC	1975	47	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
13	原市南小学校	139原市南小学校プール棟(付属屋)	W	1	平屋	97	1974	48	RC	1974	48	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
14	鴨川小学校	152鴨川小学校プール棟(付属屋)	RC	1	平屋	84	1975	47	RC	1975	47	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
15	芝川小学校	163芝川小学校プール棟(付属屋)	W	1	平屋	84	1976	46	RC	1976	46	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
16	瓦葺小学校	176瓦葺小学校プール棟(付属屋)	RC	1	平屋	84	1976	46	RC	1976	46	375	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
17	今泉小学校	185今泉小学校プール棟(付属屋)	RC	1	平屋	84	1977	45	RC	1977	45	375	AL(アルミニウム)	塗装改修		
18	西小学校	196西小学校プール棟(付属屋)	RC	1	平屋	84	1977	45	RC	1977	45	375	AL(アルミニウム)	塗装改修		
19	東町小学校	203東町小学校プール付属屋	RC	1	平屋	84	1978	44	RC	1978	44	375	AL(アルミニウム)	塗装改修		
20	平方北小学校	218平方北小学校プール棟(付属屋)	RC	1	平屋	84	1978	44	RC	1978	44	375	AL(アルミニウム)	塗装改修		
21	大石北小学校	227大石北小学校プール付属屋	S	1	平屋	70	1980	42	RC	1980	42	395	S(鉄骨)+防水塗装	塗装改修		
22	上平北小学校	237上平北小学校プール棟(付属屋)	S	1	平屋	70	1980	42	RC	1980	42	395	S(鉄骨)+防水塗装	塗装改修		
23	上尾中学校	244上尾中学校プール格技49-1,2	RC	2	屋上プール(格技場)	1,141	2016	6	RC	2016	6	425	SUS(ステンレス)	塗装改修		
24	太平中学校	258太平中学校プール付属屋9	RC	1	平屋	102	1974	48	RC	1974	48	400	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
25	大石中学校	277大石中学校プール付属屋8	CB	1	平屋	102	1972	50	RC	1972	50	400	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
26	原市中学校	292原市中学校プール管理29-1,2	S	2	プール槽1F、付属屋1F更衣室、2F教室	171	1983	39	RC	1983	39	325	FRP (ガラス繊維強化プラスチック)	取替		
27	上平中学校	305上平中学校プール付属屋	CB	1	平屋	71	1974	48	RC	1974	48	350	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
28	西中学校	323西中学校プール付属屋8	RC	1	平屋	102	1974	48	RC	1974	48	400	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
29	東中学校	336東中学校プール付属屋9	RC	1	平屋	74	1977	45	RC	1977	45	350	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
30	大石南中学校	352大石南中学校プール付属屋	RC	1	平屋	90	1978	44	RC	1978	44	400	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
31	瓦葺中学校	367瓦葺中学校プール付属屋	RC	1	平屋	90	1978	44	RC	1978	44	400	RC(鉄筋コンクリート)+防水塗装	シート防水		
32	南中学校	379南中学校プール棟	S	1	平屋	70	1980	42	RC	1980	42	400	S(鉄骨)+防水塗装	塗装改修		
33	大谷中学校	383大谷中学校プール体育館2-1,2,3	RC	4	屋上プール(体育館)	1,364	1985	37	RC	1985	37	325	AL(アルミニウム)	塗装改修		

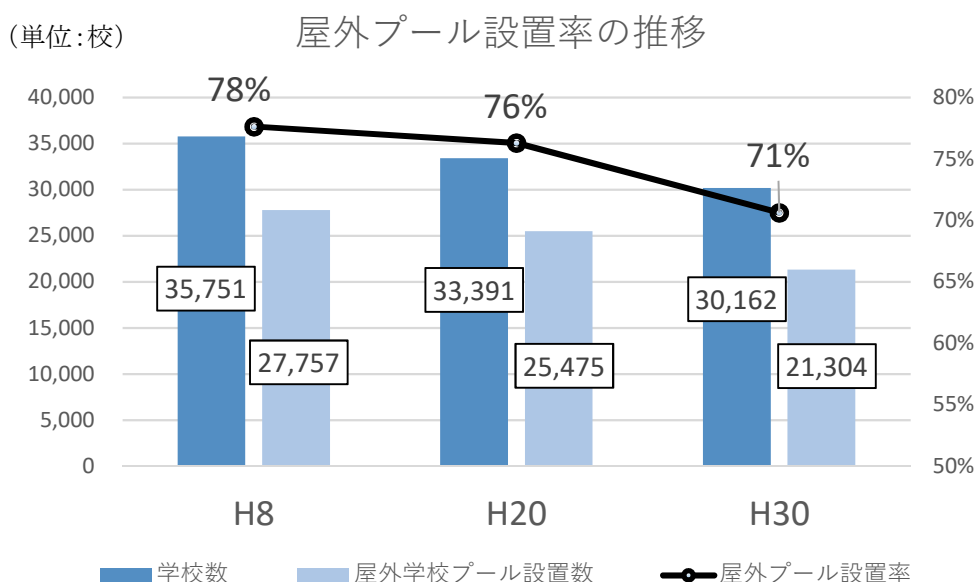
修繕・工事などの実績

### 3. 全国の水泳授業に関する新たな取組

全国の小中学校では、水泳授業を学校以外のプール施設を活用して実施するという動きが徐々に広がっており、小中学校ともに廃校となる学校数を上回るペースで学校プール施設が廃止となり、プールの設置率は減少しています。

(単位：校)

年度	学校数			屋外学校プール設置数			屋外プール設置率
	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
H8	24,482	11,269	35,751	20,111	7,646	27,757	78%
H20	22,476	10,915	33,391	18,610	6,865	25,475	76%
H30	19,892	10,270	30,162	15,755	5,549	21,304	71%

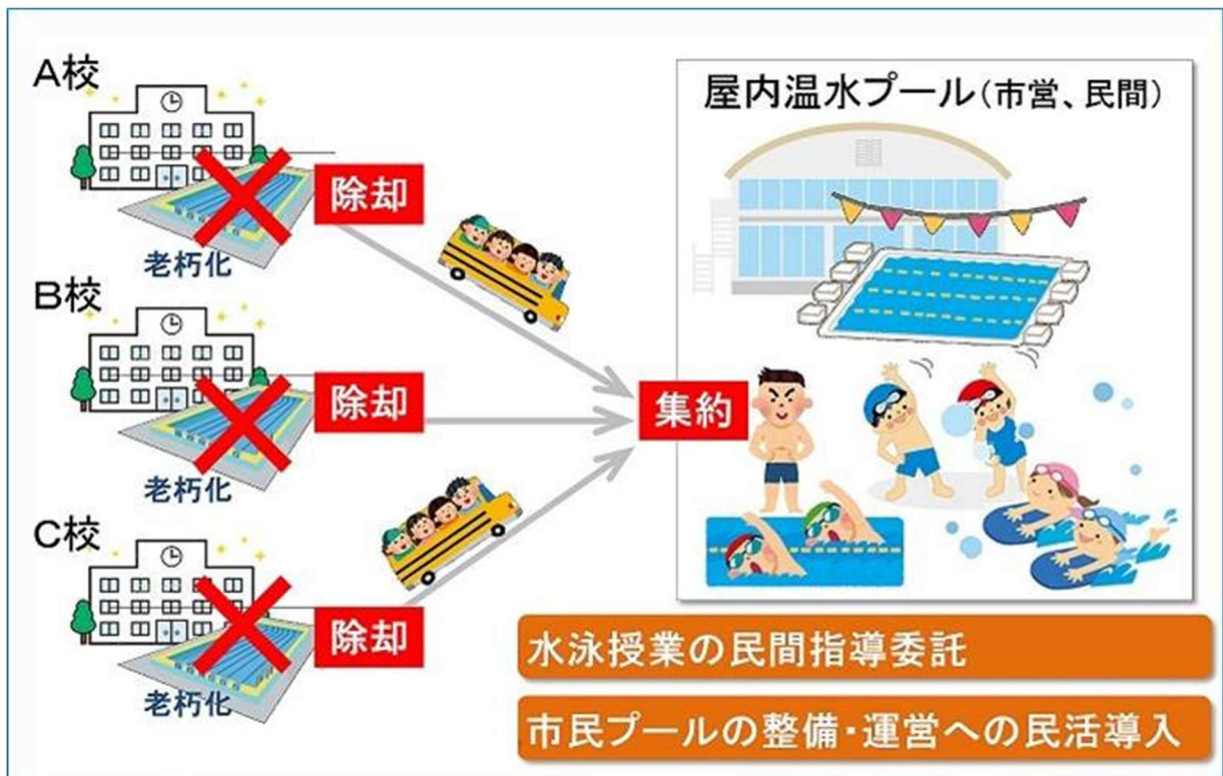


※学校基本調査（文部科学省）及び体育・スポーツ施設現況調査（スポーツ庁）を加工して作成。

#### (1) 民営プールの活用

千葉県佐倉市では、平成25年度から小中学校のプールにかかる維持管理費を抑える目的等のため一部の学校においてプールを撤廃して水泳授業を市内のスイミングスクールで実施しています。

このことにより施設の維持管理コストの削減及び教職員の負担軽減、インストラクターによる効果的な指導、天候に左右されない授業実施などのメリットが生じており、民間施設への移動に関するデメリットや委託費用を差し引いてもメリットの方が大きいと判断し、現在も継続して実施しています。



※文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」等より、スポーツ庁が作成した資料の抜粋

## (2) 学校プールの共同利用

岡山県倉敷市では、プール施設の老朽化が進み、学校プール施設の建て替え時期を迎えているが、全学校のプール施設を建て替えることは財政的に非常に困難な状況であることから、令和元年度より学校プールの共同利用を開始しております。

共同利用は授業の調整や移手段や費用の確保が必要であり、学校規模により費用対効果を慎重に検討する必要がありますが、移動距離が近い学校において大幅なコスト削減効果を見通し、今後も計画的に共同利用を進めていく方向です。

## (3) 公営プールの活用

愛知県常滑市では、令和元年度から、建築コストや維持管理費が削減でき、天候に左右されずに水泳指導が可能な利点を生かし、一部の学校でプールを廃止し市営温水プールを活用した水泳授業を実施しています。令和6年には全小学校のプールを撤廃し、市営温水プールまたは中学校プールに集約する予定です。

また、茨城県鹿嶋市では、令和元年度から老朽化が著しく、修繕費や維持管理が負担となっている5つの小・中学校の屋外プールの機能を集約し、一般の方も通年利用可能な利便性の高い屋内温水プールを学校の授業前提の公営プールとして、整備し水泳授業を行っています。



## 4. 県内の水泳授業に関する新たな取組

### (1) 民営プールの活用（民間スイミングスクールを活用した水泳授業）

県内では、北本市が令和元年度から学校プールの維持管理費の軽減や教職員の負担軽減を目的に、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施しています。水泳授業後のアンケートでは、泳力の向上とともに生徒の満足度が9割を越えており、継続して取り組む予定です。

令和3年度までに、北本市を含め、8市1町が民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施し、その効果検証を進めています。

### (2) 学校プールの共同利用（追記のため現在調査中）

水泳授業を行うにあたって、学校間でプールを共同利用している自治体もあり、熊谷市と嵐山町の2市町においては、プール施設がない学校や老朽化によりプール施設が使用できない学校は、プール施設のある学校へ移動し水泳授業を行っています。

### (3) 公営プールの活用（追記のため現在調査中）

水泳授業を行うにあたって、公営プールを活用している自治体もあり、久喜市と吉川市の2市においては、プール施設がない学校や老朽化によりプール施設が使用できない学校は、公営の市民プールを活用し水泳授業を行っております。

### (4) 水泳授業の廃止

学校外プールの活用を検討する中で、水泳授業自体を実施しない方向性を示した自治体も出てきています。埼玉県内では、羽生市と加須市と2市において、中学校の水泳授業を廃止しています。

羽生市では、令和元年8月に策定した「羽生市立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定指針」において、羽生市学校規模適正審議会を設置し、基本方針を策定することとしています。その中で、老朽化した学校プール施設のあり方についても検討することとしており、令和元年11月に学校プールのあり方を諮問し、①施設の老朽化、②使用日数の少なさ、③使用日数が少ないにもかかわらず、多額の維持管理費を要すること、④学習指導要領の内容の取扱いに「適切な水泳場の確保が困難な場合には水泳を扱わないことができる」とあることの4点を理由に、令和2年3月に「小中学校プール施設の今後のあり方について」を決定し、中学校のプールは廃止し、水泳授業を取り止めています。

また、加須市は令和 3 年 2 月に「小中学校水泳授業の見直し方針」を策定しました。学校プールについては、老朽化に伴い修繕費用等の負担が大きくなるとともに、児童生徒数の減少によりプールの利用頻度も少なくなっているため、令和 3 年度から水泳授業のあり方を全体的に見直すこととし、中学校の水泳授業については、適切な水泳場の確保が困難であることを理由に令和 3 年度から取り止めています。



## 5. 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の調査

### (1) 調査の目的

民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施に至った背景や経緯、メリットやデメリット等を確認するため、令和3年6月、11～12月に民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施した市町へ書面による調査を行いました。

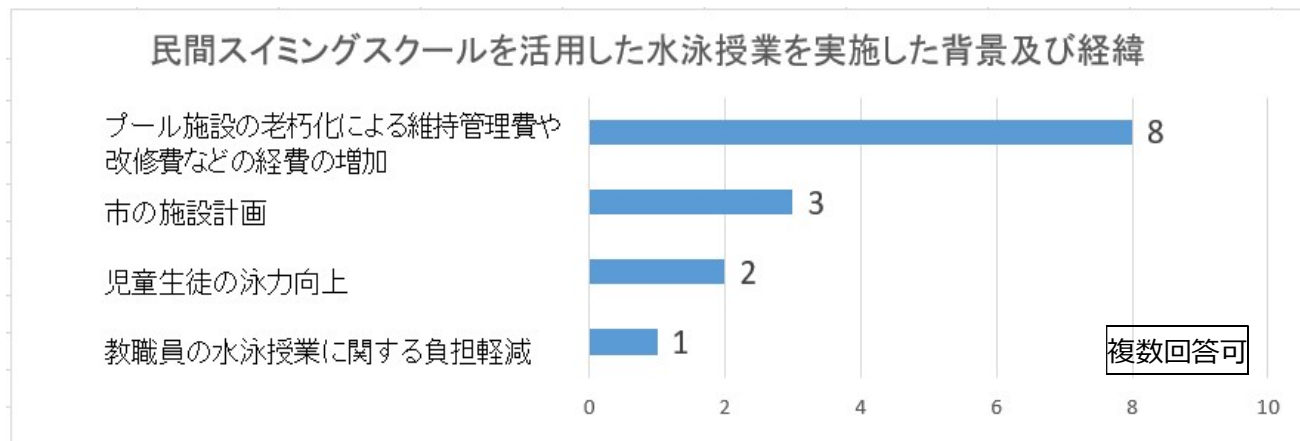
### (2) 調査先の状況

No.	調査先	委託学校数	児童生徒数	R3 年度予算額	委託先	委託内容
1	桶川市	中学校 1 校	生徒 438 名	4,000 千円	(株)埼玉北スイミングスクール	施設利用、バスでの送迎、インストラクターによる指導
2	北本市	中学校 4 校	生徒 1,473 名	13,628 千円	セントラルスポーツ(株) (株)イナホスポーツ	
3	春日部市	小学校 2 校	児童 434 名	12,804 千円	(株)東武スポーツ (株)ルネサンス	
4	志木市	小学校 3 校	児童 1,292 名	15,000 千円	コナミスポーツ(株)	
5	加須市	小学校 2 校	児童 215 名	2,187 千円	※コロナ禍のため 未実施	
6	蓮田市	中学校 1 校	生徒 323 名	2,805 千円	(株)大宮教育センター	
7	熊谷市	小学校 2 校	児童 1,000 名	10,400 千円	(株)埼玉北スイミングスクール	
8	秩父市	小学校 1 校	児童 65 名	2,051 千円	(株)スポフレ 21	
9	三芳町※	小学校 1 校	児童 125 名	739.8 千円	(株)イナホスポーツ	

※三芳町は令和元年度、試験的にモデル校の4年生のみで実施し、現在はコロナの関係で未実施。

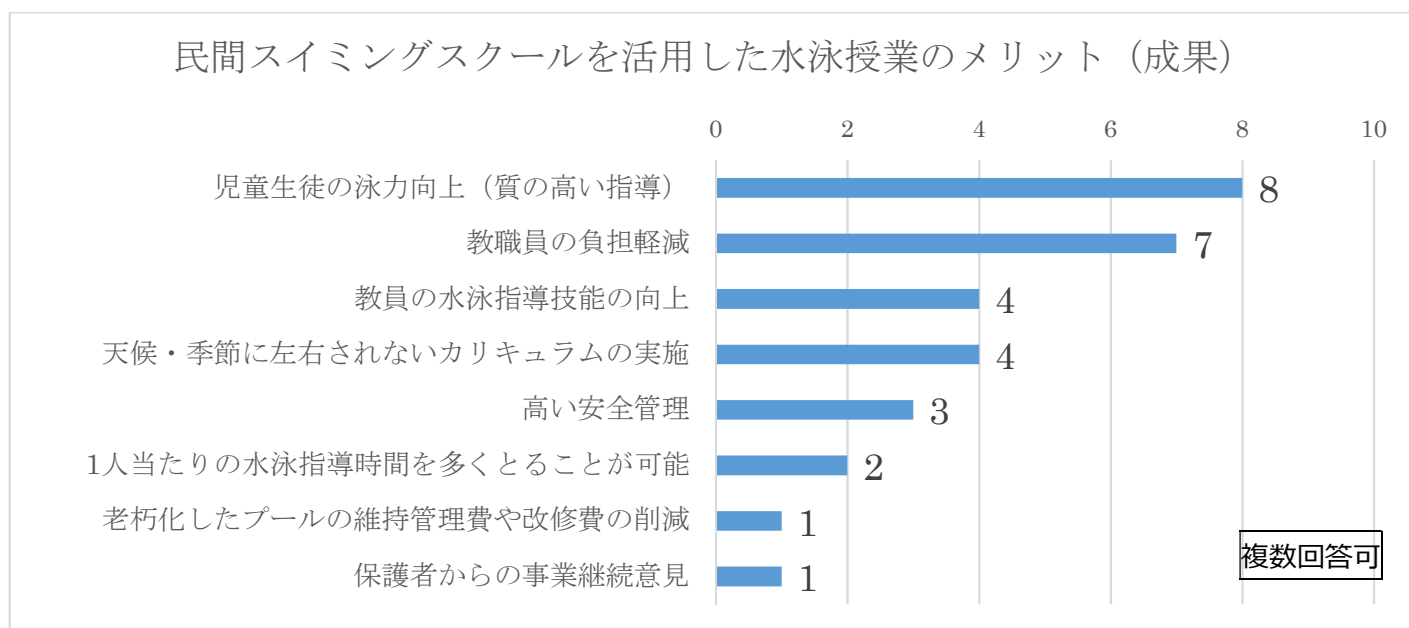
### (3) 水泳授業に民間スイミングスクールを活用した背景及び経緯

調査を実施した8市1町の調査回答をまとめると、「プール施設の老朽化による維持管理費や改修費などの経費の増加」が8自治体と一番多く、その次に「市の施設計画」となっています。

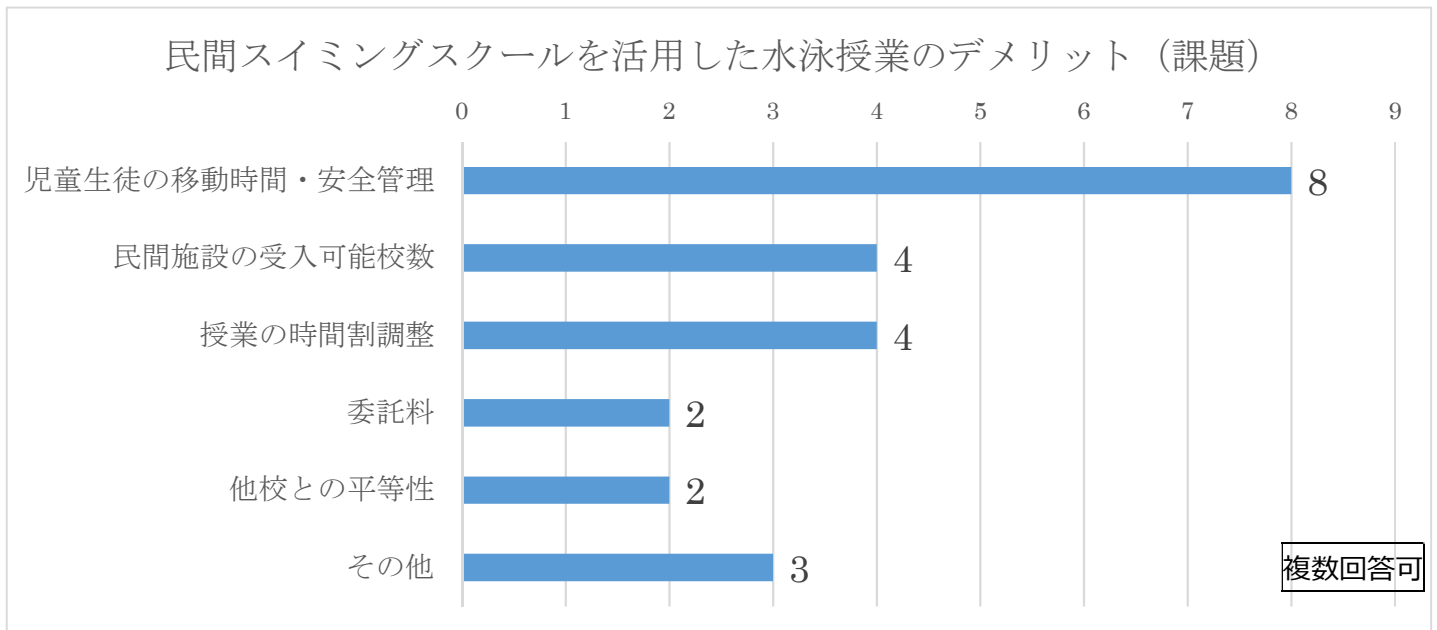


### (4) 水泳授業に民間スイミングスクールを活用した場合のメリット(成果) デメリット(課題)

水泳授業に民間スイミングスクールを活用した場合のメリット(成果)について、調査先の8自治体が「児童生徒の泳力向上(質の高い指導)」を挙げています。その次に、「教職員の負担軽減」を挙げており、教育環境に良い成果を上げています。



一方で、デメリット（課題）もあり、「児童生徒の移動時間・安全管理」が8自治体と最も多く挙げられていました。次いで、「民間施設の受入可能校数」と「授業の時間割調整」が挙げられており、民間施設の所在地や許容量（受入可能な人数、回数、時間）にも左右されることが分かります。



その他 回答
・ 消防・災害時の水利用ができない。
・ 冬季の対応。
・ 民間事業者からの値上げ要求に対する対応が必要になる。

## 6. 民間スイミングスクールを活用した水泳授業の視察

### (1) 視察の目的

本市において、民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施するにあたっての課題を抽出し、実施が可能か否かを確認するため、令和3年12月に民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施している志木市、桶川市、北本市へ視察を行いました。

### (2) 視察先の状況

視察先(市)	志木市	桶川市	北本市
学校数	小学校 8校、 中学校 4校	小学校 7校、 中学校 4校	小学校 7校、 中学校 4校
開始時期	令和2年度	令和3年度	令和元年度
令和3年度実施校数	小学校 3校	中学校 1校	中学校 4校
視察先(学校)	宗岡小学校5年生 (2学級、68人)	桶川東中学校2年生 (4学級、136人)	宮内中学校2年生 (3学級、98人)
水泳指導の民間委託先	コナミスポーツ(株)	榑崎北スイミングスクール	(株)イナホスポーツ
視察日	令和3年12月14日(火)	令和3年12月17日(金)	令和3年12月20日(月)
視察参加者	教育総務部次長 新しい学校づくり担当(3名) 指導主事(指導課2名)	新しい学校づくり担当(4名) 指導主事(指導課2名)	教育総務部長 新しい学校づくり担当(3名) 指導主事(指導課2名)

### (3) 視察結果

民間スイミングスクールを活用して水泳授業を実施するにあたり、4つの項目「①選定基準」「②契約内容」「③水泳授業の仕組み」「④効果検証」に分けて聞き取りを行った結果を次のとおりまとめました。

①選定基準	・水泳指導委託先の選定基準については、プール施設の受入可能人数や移動時間に係るプール施設の立地など考慮し、水泳授業が実施することが可能であり、円滑な水泳指導に資することが選定基準となっていた。
	・民間スイミングスクールを活用した水泳授業の実施校の選定基準については、学校プール施設の老朽化の状況を鑑み、改修が必要な順番を考慮していた。
②契約内容	・入札方法はすべての市で随意契約による単価契約であった。
	・仕様書の内容については①実施場所、②予定日、③水泳指導時数、④指導内容、⑤指導方法等、⑥施設、⑦移動手段(バス契約も含まれる)、⑧責任の所在、⑨その他で構成されている。
③水泳授業の仕組み	・指導内容に関しては、事前の民間施設との調整が非常に重要であり、仕様などの大枠を協議するときは、教育委員会、学校担当者、民間事業者の3社で協議を行っていた。
	・指導内容については学習指導要領に沿ったカリキュラムに沿って、指導を行うよう依頼しているため、大きな混乱はなかった。
	・水泳授業の実施方法については、基本的に2時間を続けて行うことで、移動時間、着替時間、指導時間(2コマ分の60分)を確保している。

③ 水泳授業の仕組み (続き)	・教員の負担としては、バスの台数に合わせた引率の確保、見学者の対応、時間割編成の組合せが複雑になる一方で、プール施設の維持管理の負担が軽減されている。
	・泳力別にインストラクターから指導を受けており、1人のインストラクターが平均15～20人程度の児童を手厚く指導し、泳力の向上に寄与していた。
	・インストラクターの指導技術は非常に高く、個に応じた支援も適切であるため、短時間で泳力向上が図られる。(特に低位の児童に寄与している)
	・水泳指導に必要な教材・教具(補助具)も充実しており、必要に応じて活用ができる。
	・志木市では見学者がプールサイドにて、防水袋に入れたタブレット端末を持ち込み、友人の様子を撮影しており、北本市ではインストラクターの指導内容をメモに取っていたが、夏場の暑い時期はギャラリーで見学をすることもある。
	・民間施設への移動はバスで行っており、学校敷地内での乗り入れや、バス乗車前後の手指消毒、乗車後のバス内消毒を徹底し、安全対策、コロナ対策を施していた。
	・移動時や水泳授業時の事故の責任については、原則学校が責任を負うこととしているが、水泳指導中の事故についてインストラクターに重過失や故意の過失があった場合は、仕様書で受注者側の責任としている。
・水泳指導の民間委託後の水泳部の活動場所について、視察先の3市については水泳部がないため、確保していない。	
④ 効果検証	・民間スイミングスクールを活用した水泳授業の評価について、志木市では次の3点があげられた。①専門的な指導員による質の高い水泳指導が行われている、②児童生徒の泳力向上がみられる、③学校プール施設の維持管理かかる教職員の負担軽減につながっている。北本市では、アンケートによる生徒の満足度が9割以上あった。桶川市ではこれから調査を行う予定である。
	・民間スイミングスクールを活用した水泳授業後に保護者から批判的な意見はなく、児童生徒においては暖かく、きれいな水で水泳授業が行えたのがよかったとの声が出ていた。
	・今後の民間スイミングスクールを活用した水泳授業の方針について、北本市では大変良い事業であると評価し今後も継続していく予定である。桶川市では市内の全中学校での実施する方向で検討し、来年度は桶川西中学校で実施予定とのことである。志木市では市内の全小中学校へ拡大していく方針であるが現段階では検討中とのことである。

民間スイミングスクールを活用した水泳授業は、移動時間が必要なため、2単位時間を連続させて対応し、授業時間の確保と移動回数の削減を図っていました。

### 水泳授業の時間割イメージ



視察を行った成果としましては、いずれの市においても、学校から民間スイミングスクールまでのバス移動、着替えから水泳授業までの流れも大変スムーズであり、本市小中学校において、民間スイミングスクールを活用して水泳授業を実施することは可能であることが分かりました。

効果検証の部分では、視察した3市ともに泳力の向上と教職員の負担軽減に寄与していると回答があり、今後も継続して民間スイミングスクールを活用した水泳授業を行うとのことでした。



民間スイミングスクールを活用した水泳授業の様子



バス送迎の様子



## 7. 民間スイミングスクールへの現状調査

### (1) 調査先の状況

上尾市の水泳授業の受託が可能か否かを確認するため、以下の4社の民間スイミングスクールへ令和3年11月に調査を実施しました。

調査先	所在地	バス送迎15分圏内の学校数
(株)上尾スイミングスクール (上尾スウィンスイミングスクール)	上尾市春日 1-4-16	21校
コナミスポーツ(株) (コナミスポーツクラブ北上尾)	上尾市緑丘 3-4-61	16校
(株)ウイング (ウイングスイミングスクール上尾校)	上尾市日の出 1-7-25	12校
(株)大宮教育センター (スウィン大教スイミングスクール東大宮)	さいたま市見沼区東大宮 6-8-1	6校

### (2) 調査結果

巻末資料3「委託時の想定条件」を基に調査を行ったところ、すべての民間スイミングスクールは受託の意向があり、バスでの送迎も可能です。

インストラクターも平均して5人程度は配置可能であり、全民間施設とも公立学校や幼稚園、保育園のいずれか1つ以上の実績がありました。

また、水泳授業を実施するあたり必要な施設に関する調査結果は以下のとおりです。

調査項目	調査結果
プール槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>全民間施設ともに25mプールが5レーン以上ある。</li> <li>民間施設によってはサブプールを有している。</li> <li>プールの深さは全民間施設ともプールフロアによる調節が可能である。</li> </ul>
施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>全民間施設ともに男女別の更衣室がある。</li> <li>トイレの数やシャワールームも適当である。</li> </ul>
水泳授業	<ul style="list-style-type: none"> <li>全民間施設ともに児童生徒の見学場所がプールサイド以外にある。</li> <li>授業時の貸出道具も完備されており、指導料に含まれている。</li> <li>1回の授業につき水泳指導員の研修を受けたインストラクターが5名ほど配置可能である。</li> </ul>
受入条件 (キャパシティ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1回の授業で受入可能な人数は60名から120名である。</li> <li>水泳授業は、少ないところで週1回、多いところで週4回ほど可能である。</li> </ul>
緊急体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>全民間施設ともにAEDの設置など非常時の体制が整っている。</li> <li>民間施設によっては監視員が配置されている。</li> </ul>

## 8. コスト比較

プール更新に係る総費用と民間スイミングスクールを活用した際の総費用を算出し、1校あたりのプールに関する費用を比較することで、財政面の負担軽減効果を検証します。

なお、コスト比較にあたっては、税法上の耐用年数である30年で検討を行うこととします。

### (1) プール更新に係る総費用（耐用年数で比較）

学校プール更新に係る費用は、プールの解体・建設費の他に、修繕・工事費や水質維持管理費、光熱水費がかかります。

#### ① プール更新に係る費用（1校あたり）

A	プール解体費	28,380,000円
B	プール建設費	269,200,000円
C	合計	297,580,000円

※久喜市立青葉小学校プール改築工事を参照（平成28年度）

#### ② プールの維持管理に係る費用（1校あたり）

A	修繕・工事費（プール槽の塗装、ろ過機やポンプの修理等）	728,596円
B	水質維持管理費（薬剤費、水質検査費等）	295,489円
C	光熱水費	782,934円
D	合計	1,807,019円

※平成30年度の実績額から算出

#### ③ プールに係る総費用（1校あたり）

A	プール更新に係る費用	297,580,000円
B	プールの維持管理に係る費用	1,807,019円
C	30年間で係る費用（A+B×30年）	351,790,570円
D	1年平均の想定費用（C÷30年）	11,730,000円



(2) 民間スイミングスクールを活用した水泳授業を実施した場合の総費用

近隣4社の民間スイミングスクールを活用した際の費用について、概算見積りを徴取した結果に基づき、総費用を算出します。

①民間スイミングスクールを活用した場合の費用（1人あたり授業1回の金額）

(税込金額)

民間スイミングスクール	施設利用料及び指導料	バス経費	合計
A社	1,653円	599円	2,252円
B社	1,898円	319円	2,217円
C社	2,017円	1,008円	3,025円
D社	2,007円	319円	2,316円
		平均	2,455円

※令和3年11月に見積り調査した結果に基づき算出

②民間スイミングスクールを活用した場合の総費用

民間スイミングスクールを活用した場合の総費用は、1校あたりの児童生徒数を508人で計算します。

※令和3年5月1日現在の上尾市の児童生徒数16,739人÷33校≒508人

A	1人あたりの年間費用（2,455円×6回）	14,730円
B	1校あたりの年間費用（A×508人）	7,482,840円
C	プール解体費	28,380,000円
D	30年間で係る費用（B×30年+C）	252,865,200円
E	1校あたりの年間想定費用（D÷30年）	8,428,840円

(3) 1校あたりのコスト比較

プール更新に係る費用と民間活用した場合の費用を比較すると、民間活用の方が費用が抑えられ、1校あたりの年間費用は約330万円、30年間の総費用で換算すると約1億円の経費の削減につながることが分かりました。

	プール更新	民間活用
年間費用	11,730,000円	8,428,840円
30年間の総費用	351,790,570円	252,865,200円

## 9. 民間スイミングスクールを水泳授業で活用する場合の想定される メリット及びデメリット

### (1) メリット（効果）

- ① 学校プールの維持管理にかかる財政的な負担が軽減できる。
- ② 学校プールの衛生管理にかかる教職員の事務及び人的負担が軽減できる。
- ③ 時期や天候に左右されない計画的な水泳授業ができる。
- ④ 事故や緊急時の設備が充実しており、安全性が担保されている。
- ⑤ プール設置場所の跡地を有効に活用することができる。
- ⑥ 専門のインストラクターを活用した水泳指導ができる。
- ⑦ 教員の水泳指導のスキルアップの機会となる。

### (2) デメリット（課題）

- ① 民間スイミングスクールまでの移動時間がかかる。
- ② 民間スイミングスクールまでの移動時の安全確保が必要となる。
- ③ 時間割編成に調整が必要となる。
- ④ 民間スイミングスクールの許容量（受付条件）によっては、市内全校分に至らない可能性がある。

### (3) デメリット（課題）と想定される事項に関する対応

- ① 移動時間の確保については、2時限続けての水泳指導を行うことにより活動時間の確保と移動時間の縮減を図る。
- ② 移動の安全のために、必要に応じてバスの利用を検討し、バス乗降場の安全確保にも配慮する。
- ③ 体育カリキュラム編成にあたり、授業内容の偏りがないうように十分に検討する。
- ④ 民間スイミングスクールの許容量調査を事前に行い、各学校の状況に応じた実施形態をとるよう配慮し、水泳授業の実施に支障をきたさないようにする。

## 10. 上尾市立学校における水泳授業及びプール施設の将来のあり方

### (1) 基本的な考え方

水泳運動は身体の調和的な運動であり児童及び生徒の運動能力の向上、心身の健やかな成長や健康維持につながるものであります。

また、水難事故から命を守るための技能を身に着けさせることを目的とし、水泳授業を適切に実施する必要があります。

### (2) 本市の水泳授業のあり方

本市では、水泳授業の実施にあたっては、教員が指導を行うことを基本とします。その上で、水泳授業を補助する観点から民間スイミングスクールのインストラクター等の支援員との連携も検討が必要であると考えます。

このような地域の人的・物的資源を活用した民間スイミングスクールとの連携は、学校プール施設の維持管理も含めた教職員の負担を軽減しながら、さらに質の高い水泳授業を効果的に行うことが可能となります。

### (3) 学校プール施設のあり方

水泳授業を適切に実施していくためには、学校プール施設の確保が課題となりますが、本市の学校33校のプール施設を維持し続けるためには、施設の修繕や水質維持のための薬剤費、水道光熱費等、毎年多額の費用を要します。

一方では、プールの利用期間は6月から7月の短期間に限られており、効率的・効果的な運用を考える必要があります。

したがって学校プール施設の更新にあたっては、民間スイミングスクールの活用のほか、学校プールの共同利用や公営プールの活用など様々な方策を検討する必要があります。今後については学校プールの更新や維持管理に関する費用を新たな教育や効果的な教育環境の充実にシフトしていくことが求められます。

### (4) 水泳授業を実施するための方策

水泳授業の実施にあたっては、地域の実情を踏まえ、民間プールや公営プールの活用、学校プールの共同利用などの方策を検討します。

#### ①民間プールの活用

市内には3つの民間スイミングスクールの室内温水プール施設があり、専門的なインストラクターによる水泳指導が行われています。

このような施設を活用することで、時期や天候に左右されず、水泳授業を計画的に実施することが可能となります。また、インストラクターによる水泳指導が

可能となり、インストラクターによる指導では、レベル別のグループ指導や泳力を見ながらの個別的な指導もしやすい環境を作ることができます。

さらに、専門のプール監視員を配置することができ、より安全面に配慮した水泳授業を行うことも可能となります。

民間委託等の経費は発生するものの、学校プールの改築や維持管理における経費の削減及び安全管理や衛生管理における教職員の負担軽減が可能となります。

民間プールの活用にあたっては、モデル事業として実施し、効果や課題などを十分に検証していく必要があります。また、児童生徒の移動手段や移動時間、移動時の安全性の確保等の検討が必要です。

## ②学校プールの共同利用

学校間の共同利用については、例えば、専科教員やインストラクターを配置することにより、質の高い水泳指導を行うことができます。

共同利用する施設については、2校に1つのプールだけではなく広域的な視点で複数校が共同利用できるように、屋内プールにすることも検討する必要があります。

学校プールの共同利用にあたっては、児童生徒の移動手段や移動時間、移動時の安全性の確保等の検討が必要です。また、学校プールの維持管理についても設置学校にのみ負担が多くならないよう、配慮が必要になります。

## ③公営プールの活用

市内には公営プールが1か所（健康プラザわくわくランド）あり、このような公共施設を活用することで、時期や天候に左右されず、水泳授業を計画的に実施することが可能となります。また、専門のプール監視員を配置することができ、より安全面に配慮した水泳授業を行うことも可能となります。

施設の使用経費やバス経費等は発生するものの、学校プールの改築や維持管理における経費の削減及び安全管理や衛生管理における教職員の負担軽減が可能となります。

公営プールの活用にあたっては、児童生徒の移動手段や移動時間、移動時の安全性の確保等の検討が必要です。

## 学校教育法施行規則 抜粋

〔設備、編制〕

第四十条 小学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この節に定めるもののほか、小学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十四号）の定めるところによる。

〔教育課程の基準〕

第五十二条 小学校の教育課程については、この節に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する小学校学習指導要領によるものとする。

〔設備、編制〕

第六十九条 中学校の設備、編制その他設置に関する事項は、この章に定めるもののほか、中学校設置基準（平成十四年文部科学省令第十五号）の定めるところによる。

〔教育課程の基準〕

第七十四条 中学校の教育課程については、この章に定めるもののほか、教育課程の基準として文部科学大臣が別に公示する中学校学習指導要領によるものとする。

## 小学校設置基準 抜粋

### 第三章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第七条 小学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

#### (校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

#### (校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

- 一 教室（普通教室、特別教室等とする。）
- 二 図書室、保健室
- 三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### (その他の施設)

第十条 小学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (校具及び教具)

第十一条 小学校には、学級数及び児童数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 小学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

## 中学校設置基準 抜粋

### 第三章 施設及び設備

#### (一般的基準)

第七条 中学校の施設及び設備は、指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものでなければならない。

#### (校舎及び運動場の面積等)

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

2 校舎及び運動場は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、その他の適当な位置にこれを設けることができる。

#### (校舎に備えるべき施設)

第九条 校舎には、少なくとも次に掲げる施設を備えるものとする。

一 教室（普通教室、特別教室等とする。）

二 図書室、保健室

三 職員室

2 校舎には、前項に掲げる施設のほか、必要に応じて、特別支援学級のための教室を備えるものとする。

#### (その他の施設)

第十条 中学校には、校舎及び運動場のほか、体育館を備えるものとする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

#### (校具及び教具)

第十一条 中学校には、学級数及び生徒数に応じ、指導上、保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。

2 前項の校具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

#### (他の学校等の施設及び設備の使用)

第十二条 中学校は、特別の事情があり、かつ、教育上及び安全上支障がない場合は、他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

委託時の想定条件

1 事業の目的

本事業は、上尾市立〇〇〇学校（以下、「実施対象学校」という。）の保健体育科における水泳指導について業務委託することにより、プール施設、指導業務及び、移動手段を確保し、実施対象校における円滑な水泳指導に資することを目的とする。

2 実施対象学校

① 上尾市立〇〇中学校

上尾市 生徒数 人 (R3. 5. 1 現在)

② 上尾市立□□小学校

上尾市 児童数 人 (R3. 5. 1 現在)

③ 上尾市立△△小学校

上尾市 児童数 人 (R3. 5. 1 現在)

3 事業の実施場所

受注者が所有する水泳施設

4 実施予定日

別紙のとおり

5 水泳指導時数

保健体育科における水泳については、児童生徒一人につき6回（1回60分程度）の指導回数を確保すること。

なお、移動時間及び着替え等準備、片付けに要する時間は指導時間に含めない。

6 指導内容

指導内容は、小学校（中学校）学習指導要領解説保健体育編の内容を基本とし、実施対象校の年間指導計画の学習内容を基に、実施対象校と受注者で打ち合せの上、決定すること。

7 指導方法等

通常学級については、児童生徒を20人程度のグループに分け、泳力別の指導とする。受注者において、各グループには1人以上のインストラクターを配置し、教員と共に水泳指導にあたること。特別支援学級については、人数や障害の程度により、インストラクターの配置人数を決定すること。また、インストラクターの追加は上尾市教育委員会の要請に応じて行うこと。

インストラクターは、教員とのチームティーチングによりきめ細かで効果的な指導ができる体制を組むこと。

安全面については、教員とインストラクターがプールサイド、プール内の監視を行う。



## 8 施設

### (1) 場所

実施対象校からの移動時間は、（移動距離3キロメートル以内で、）概ね15分以内のプール施設とする。

実施対象校の水泳指導の時間は、一般利用客の使用を禁止し、実施対象校が占有するプール施設を有すること。

### (2) プール

衛生的な環境と水質の維持に努め、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省101号）で示された遊泳プール水質基準に適合しており、月1回以上水質検査を実施し、認定を受けていること。

縦25メートル、横15（13）メートル以上の大きさのプールで、水泳学習に適した施設とする。また、水深については1.3（1.1）mとし、学年や泳力の状況によって変更可能な措置ができること。なお、サブプール（縦15m、横13m、水深1.0m）については、必要に応じて使用可能とすること。

コースロープ等の付設により、効果的な指導に必要な区切りを設けることができること。1回10人以上の生徒が、同時にシャワーを浴びることができる温水シャワー施設があること。ただし、新しい生活様式に基づき、距離をとって使用すること。

### (3) その他

#### ①保健施設

体調不良や怪我等の生徒を休ませることができる区切られた場所を確保すること。

AEDが緊急時にすぐに使える場所（プールサイド等）に設置されていること。

#### ②更衣室

男女別の更衣施設があること。

男女100人前後が同時に着替えるためのスペースが十分に確保できること。

入れ替えの時間に対応できる部屋の広さであること。

#### ③トイレ

プールサイド近くに男女別のトイレ及びトイレ後の衛生面の確保のためのシャワー施設があること。

#### ④空調施設等

更衣室、プール室の気温は30度以上を保ち、学年に応じて調節が可能であること。水温は30度以上を保ち学年に応じて、調節が可能であること。

## 9 移動手段

マイクロバス（〇〇人乗り）を〇台確保し、運転業務を行うこと。

また、バスの運行については、安全管理及び点検をした上で、〇〇〇学校からと受注者の敷地内までとすること。

## 10 その他

### (1) 指導方針

学校教育活動の一環であることを十分に理解し、教育的な立場で指導にあたること。

### (2) 責任の所在

移動・水泳指導にあたっては、安全を第一に心がけ、事故防止に努める。事故が起こった場合は、学校と協力して事態の收拾を図ること。なお、以下の場合には、受注者が責任を負うこと。

- ① 水泳指導中の事故について、インストラクターの重過失や故意の過失のために児童生徒に対し事故が発生した場合。
- ② 水泳指導のためのバス移動中に事故が発生した場合。

### (3) 水泳指導の流れ

#### ①指導内容等打ち合わせ

実施対象校と受注者は、移動、水泳指導に関して事前に必要な回数の打ち合わせを行うこととする。打ち合わせの場所については、実施対象校と受注者が協議し決定する。

#### ②実技研修

受注者が所有するプール施設において、実施対象校の教員と受注者は、指導内容が安全かつ効果的に水泳指導が行われるよう実技研修を実施すること。

#### ③実施

実施にあたっては、チームティーチングにより、安全で効果的な指導を行うこと。

#### ④報告

実施対象校は、1回毎の水泳指導実施後にプール日誌を記載し、指導にあたった教員・インストラクターの人数、指導内容、児童生徒の健康の状況等を記録すること。

また、受注者は水泳指導終了毎に、すみやかに業務実施報告書を作成し、上尾市教育委員会指導課へ提出すること。

### (4) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。

### (5) 水泳指導時間は実施対象校専用の自動車駐車を1台用意すること。

### (6) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、受注者及び発注者の協議により定めるものとする。

学習指導要領（平成 29 年告示）（水泳指導に関する内容を抜粋）

〔小 学 校〕  
体 育

第 1 目 標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を見付け、その解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、楽しく明るい生活を営む態度を養う。

第 2 各学年の目標及び内容

〔第 1 学年及び第 2 学年〕

1 目 標

- (1) 各種の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、基本的な動きを身に付けるようにする。
- (2) 各種の運動遊びの行い方を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動遊びに進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、健康・安全に留意したりし、意欲的に運動をする態度を養う。

2 内 容

D 水遊び

水遊びについて、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動遊びの楽しさに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 水の中を移動する運動遊びでは、水につかって歩いたり走ったりすること。
  - イ もぐる・浮く運動遊びでは、息を止めたり吐いたりしながら、水にもぐったり浮いたりすること。
- (2) 水の中を移動したり、もぐったり浮いたりする簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。
- (3) 運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、水遊びの心得を守って安全に気を付けたりすること。

### 〔第3学年及び第4学年〕

#### 1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方及び健康で安全な生活や体の発育・発達について理解するとともに、基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己の運動や身近な生活における健康の課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、場や用具の安全に留意したりし、最後まで努力して運動をする態度を養う。また、健康の大切さに気付き、自己の健康の保持増進に進んで取り組む態度を養う。

#### 2 内 容

##### D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びに触れ、その行い方を知るとともに、その動きを身に付けること。
  - ア 浮いて進む運動では、け伸びや初歩的な泳ぎをすること。
  - イ もぐる・浮く運動では、息を止めたり吐いたりしながら、いろいろなもぐり方や浮き方をすること。
- (2) 自己の能力に適した課題を見付け、水の中での動きを身に付けるための活

動を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えること。

- (3) 運動に進んで取り組み、きまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、友達の考えを認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を付けたりすること。

## 〔第5学年及び第6学年〕

### 1 目 標

- (1) 各種の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方及び心の健康やけがの防止、病気の予防について理解するとともに、各種の運動の特性に応じた基本的な技能及び健康で安全な生活を営むための技能を身に付けるようにする。
- (2) 自己やグループの運動の課題や身近な健康に関わる課題を見付け、その解決のための方法や活動を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 各種の運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に留意したりし、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。また、健康・安全の大切さに気付き、自己の健康の保持増進や回復に進んで取り組む態度を養う。

### 2 内 容

#### D 水泳運動

水泳運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動の楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付けること。
  - ア クロールでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手や足の動きに呼吸を合わせて続けて長く泳ぐこと。
  - ウ 安全確保につながる運動では、背浮きや浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと。
- (2) 自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 運動に積極的に取り組み、約束を守り助け合って運動をしたり、仲間の考えや取組を認めたり、水泳運動の心得を守って安全に気を配ったりすること。

### 3 内容の取扱い

- (4) 内容の「D水泳運動」の(1)のア及びイについては、水中からのスタートを指導するものとする。また、学校の実態に応じて背泳ぎを加えて指導することができる。

### 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。

- (6) 第2の内容の「D水遊び」及び「D水泳運動」の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。

## 中 学 校

### 保健体育

#### 第1 目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び個人生活における健康・安全について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かな生活を営む態度を養う。

#### 第2 各学年の目標及び内容

〔体育分野 第1学年及び第2学年〕

##### 1 目標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、運動を豊かに

実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の役割を果たす、一人一人の違いを認めようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全に留意し、自己の最善を尽くして運動をする態度を養う。

## 2 内 容

### D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、水泳の特性や成り立ち、技術の名称や行い方、その運動に関連して高まる体力などを理解するとともに、泳法を身に付けること。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり速く泳ぐこと。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり長く泳ぐこと。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスをとり泳ぐこと。
- (2) 泳法などの自己の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に積極的に取り組むとともに、勝敗などを認め、ルールやマナーを守ろうとすること、分担した役割を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を認めようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全に気を配ること。

### 〔体育分野 第3学年〕

#### 1 目 標

- (1) 運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって運動を豊かに実践することができるようにするため、運動、体力の必要性について理解するとともに、基本的な技能を身に付けるようにする。

- (2) 運動についての自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。
- (3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって運動に親しむ態度を養う。

## 2 内 容

### D 水 泳

水泳について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- (1) 次の運動について、記録の向上や競争の楽しさや喜びを味わい、技術の名称や行い方、体力の高め方、運動観察の方法などを理解するとともに、効率的に泳ぐこと。
  - ア クロールでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする。
  - イ 平泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで長く泳いだり速く泳いだりする。
  - ウ 背泳ぎでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐ。
  - エ バタフライでは、手と足の動き、呼吸のバランスを保ち、安定したペースで泳ぐ。
  - オ 複数の泳法で泳ぐこと、又はリレーをすること。
- (2) 泳法などの自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己の考えたことを他者に伝えること。
- (3) 水泳に自主的に取り組むとともに、勝敗などを冷静に受け止め、ルールやマナーを大切にしようとする、自己の責任を果たそうとすること、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にしようとするなどや、水泳の事故防止に関する心得を遵守するなど健康・安全を確保すること。

#### 〔内容の取扱い〕

- (1) 内容の各領域については、次のとおり取り扱うものとする。



- ア 第1学年及び第2学年においては、「A体づくり運動」から「H体育理論」までについては、全ての生徒に履修させること。その際、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、2学年間にわたって履修させること。
- イ 第3学年においては、「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、全ての生徒に履修させること。「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはいずれかから一以上を、「E球技」及び「F武道」についてはいずれか一以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。
- (2) 内容の「A体づくり運動」から「H体育理論」までに示す事項については、次のとおり取り扱うものとする。
- エ 「D水泳」の(1)の運動については、第1学年及び第2学年においては、アからエまでの中からア又はイのいずれかを含む二を選択して履修できるようにすること。第3学年においては、アからオまでの中から選択して履修できるようにすること。なお、学校や地域の実態に応じて、安全を確保するための泳ぎを加えて履修させることができること。また、泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること。なお、水泳の指導については、適切な水泳場の確保が困難な場合にはこれを扱わないことができるが、水泳の事故防止に関する心得については、必ず取り上げること。また、保健分野の応急手当との関連を図ること。

※文中の項目番号については、「学習指導要領（平成29年告示）」のとおりに記載をしている。